

事務連絡
令和元年 10 月 25 日

障害福祉施設長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長

災害復旧費補助金の協議に関するお知らせについて

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

台風 19 号による被害について、災害復旧額の所要額が 80 万円以上の場合、社会福祉施設等災害復旧費補助の対象となる可能性があります。

申請に必要な書類を送付いたしますので、補助を希望される場合は、10 月 28 日（月）までに、様式第 1 号、様式第 2 号及び被災状況整理表を当課まで申請してくださるようお願いいたします。

1 被災状況の写真に関する主な注意事項

被災施設については、災害査定を待たずに復旧しても差し支えありません。

ただし、被災状況の写真は、今後、災害復旧事業の現地調査（査定）において、被害状況を説明いただく際の重要な資料となりますので、当該被災部分について、次の事例を参考に、念入りに撮影、記録をしておいてください。

- (1) 被災箇所を多面的に撮影する、その長さ、広さがわかるよう、物差しを被災箇所に並べて撮影するなど、被害内容・規模を明確にしておいてください。
- (2) ガラスが 100 枚割れていれば、その 100 枚の被害状況がわかるよう、撮影してください。写真がない被災箇所については適用除外となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮っておいてください。
- (3) 豪雨の場合は特に被害状況が残りにくいいため、注意してください。具体的には床上浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え

工事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくいため、適用除外となることもあります。そのため、反り返りがわかるような平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部（サンプル程度）を残しておいてください。

2 災害復旧費の事務手続に関する注意事項

社会福祉施設等災害復旧費補助金の概要については、別添を参照ください。
（例として、高齢者関係施設に関する概要を添付しておりますが、障害施設も基本的な内容は同じです。）

- (1) 対象施設は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受けた施設です。
- (2) 当該補助金は、基本的には、被災した建物を復旧するための補助金のため、備品等は対象となっていません。
なお、建物と一体的な設備（排水・給水設備・空調設備など）は対象となる場合があります。
- (3) 施設が水没した、屋根が破損したなど大規模な工事が予見される場合は、事前に御連絡をお願いします。
- (4) 協議書の提出は、被災後30日以内となっておりますが、この期間での提出が難しい場合は、早目に御連絡ください。
- (5) 協議書には、被災箇所が分かる図面、写真、見積書を添付いただきますようお願いいたします（見積書は、できる限り、3者を添付ください）。
- (6) 協議後に現地調査（査定）を行いますが、この現地調査において補助対象であるか確定するため、それまで金額は固まりません。

問合せ先

施設指導グループ 大嶋、岸、中村

電 話：045-210-4705（直通）

ファクシミリ：045-201-2051